財団法人 ヤクルト・バイオサイエンス研究財団

寄 附 行 為

第1章総則

(名 称)

第1条 本財団は、財団法人ヤクルト・バイオサイエンス研究財団と称する。

(事務所)

- 第2条 本財団は、主たる事務所を東京都中央区銀座7丁目16番21号に置く。
 - 2. 本財団は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本財団は、腸内フローラに関する調査研究を行うとともに国際的な研究交流を推進して、腸内フローラを主体としたバイオサイエンスに関する科学技術の振興を図り、もって豊かな健康社会の建設に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 腸内フローラを主体としたバイオサイエンスに関する調査研究および助成
 - (2) 腸内フローラを主体としたバイオサイエンスに関する国際交流の推進および援助
 - (3) 腸内フローラを主体としたバイオサイエンスに関する普及・啓発
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

- 第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 財産から生ずる収入
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(資産の種別)

- 第6条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。
 - 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 設立後、基本財産として指定して寄付された財産
 - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - (4) 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式 (株式配当により取得したものは除く)
 - 3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

- 第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、 理事長が別に定める。
 - 2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への預け入れ、信託会社への信託、または国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。 ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会お

よび評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分

の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に 限り処分し、またはその全部または一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 本財団の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に 理事長が作成し、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数 および評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に 文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変 更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入支出をすることができる。
 - 2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第12条 本財団の事業報告およびこれに伴う収支決算は、毎会計年度終了後、 理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、 財産目録等として作成し、監事の意見を付し、理事会および評議員会に おいて、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決 を経て、その会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければ ならない。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金を借入れようとするときは、その事業年度の収入をもって返済する短期借入金を除き、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(義務の負担および権利の放棄)

第14条 収支予算で定めるものを除くほか、本財団が新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第15条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員、会長および特別顧問等

(役員の種類および定数)

- 第16条 本財団に、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 7人以上15人以内
 - (2) 監事 2人
 - 2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とし、1人を常務理事とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事および監事は、評議員会において選任する。
 - 2. 理事長、副理事長および常務理事は、理事の互選により定める。
 - 3. 理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4. 監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。 また、監事には、本財団の理事、理事の親族その他特殊の関係のある者 または職員が含まれてはならない。

(役員の職務)

第18条 理事長は、本財団を代表し、本財団の業務を統括する。

- 2. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理するものとし、 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長の職務を代理し、 またはその職務を行う。
- 3. 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、 日常の業務に従事し、理事長および副理事長に事故あるとき、または欠 けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行う。
- 4. 理事は、理事会を構成し、本財団の業務を議決し、執行する。
- 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産および会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産、会計および業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会および評議員会または主務官庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会および評議員会 の招集を請求し、または招集すること

(役員の任期)

- 第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者 の残任期間とする。
 - 3. 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第20条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決により、解任することができる。ただし、当該役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると 認められるとき

(役員の報酬等)

- 第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
 - 2. 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員)

- 第22条 本財団に10人以上20人以内の評議員を置く。
 - 2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 3. 役員および評議員は、相互に兼ねることができない。
 - 4. 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数または評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 5. 評議員には、第19条、第20条ならびに第21条第2項および第3 項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあ るのは「評議員」と読み替えるものとする。

(会長および特別顧問)

- 第23条 本財団に会長および特別顧問を置くことができる。
 - 2. 会長および特別顧問は、理事会の推薦により評議員会の承認を受け、 理事長が委嘱する。任期は第19条(役員の任期)を準用する。
 - 3. 会長はこの法人の設立または運営に功績のあった者とし、重要な事項 について、理事長に対し意見をのべることができる。
 - 4. 特別顧問は、この財団の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じる。

第5章 理事会、評議員会等

(理事会の構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(理事会の種類および開催)

- 第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
 - 2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

- 第27条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2. 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を 記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならな い。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催すること ができない。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

- 第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
 - 2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席 したものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ ばならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 理事現在数、出席者数および出席者氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2. 議事録には、議長および出席した理事のうちからその会議において選 任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

(評議員会)

- 第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。
 - 2. 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 - 4. 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
 - 5. 評議員会には、第29条から第32条の規定を準用する。この場合に おいて、これらの条文中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞ れ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。
 - 6. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 委員等

(設置)

- 第34条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な推進を図るため、必要に応じ 委員を置き、または委員会を設置することができる。
 - 2. 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が定める。

第7章 維持会員

(維持会員)

第35条 本財団に維持会員を置くことができる。

(維持会費)

- 第36条 維持会員は、維持会費を負担しなければならない。
 - 2. 維持会費の額、納入方法等は評議員会の審議を経て、理事会において 定める。

第8章 寄附行為の変更、解散等

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在 数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣 の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

- 第38条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に基づき 解散することができる。
 - 2. 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本財団と類似の公益目的を有する法人に寄付するものとする。

第9章 事 務 局

(設置等)

- 第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
 - 3. 事務局長およびその他の職員は、理事長が任免する。
 - 4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、 理事長が別に定める。

(書類および帳簿の備付等)

- 第41条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。 ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたとき は、この限りではない。
 - (1) 寄附行為
 - (2) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳および負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書および事業計画書
 - (9) 収支計算書および事業報告書
 - (10) 貸借対照表

- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類および帳簿
- 2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類および同項第8 号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10 年以上、同項第7号および第12号までの書類および帳簿は1年以上保 存しなければならない。
- 3. 第1項第1号および第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第10章 補 則

(細 則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、 理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1. この寄附行為は、本財団の設立許可があった日(平成4年2月14日) から施行する。
- 2. 本財団の設立初年度の役員は、第17条第1項および第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第19条 第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。
- 3. 本財団の設立初年度の事業計画および収支予算は、第10条の規定に かかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4. 本財団の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立 許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

附 則(一部改正)

- 1. この寄附行為の変更規定は、文部科学大臣の認可があった日(平成 15年4月22日)から施行する。
- 2. この寄附行為の変更規定は、文部科学大臣の認可があった日(平成 18年8月1日)から施行する